

6/22学習会「裁判員裁判の一年を検証する」に参加して
『船室がいくらか住みやすくなったところ、その船が沈没してしまえばどうしようもない』

裁判員裁判が始まって一年の5月21日を前に、マスコミは特集を組むなど取り上げていた。朝日でも5/19社説に3月までの実施状況を最高裁の公表したものを鵜呑みにして「まずは順調な滑り出しを見せたと評価できよう」とあった。一方で、とても「順調」等とは言えない状況にあるとも聞いている。裁判員裁判の実際を知りたいと思っていた。

6月22日「えん罪モニタリングネット」「青山正さんを救援する関西市民の会」による合同学習会「裁判員裁判の1年を検証する」があった。講師の小田幸児弁護士は裁判員制度に賛成の立場にあり、これまで二度の裁判員裁判を経験してきた聞く。その経験、実態と、今どう思っているか聞きたいと思い参加した。小田さんの話を聞いていて思った事柄について書いてみようと思う。

●裁判員選任手続きについて

裁判員選任手続きについて、小田さんは「前年の12月頃までに裁判員候補者名簿を登録する。昨年は295036人。通知書などの書面を送って具体的な事件に選定して50名チョットくらい裁判員の候補者として選定する。その人達に裁判所にやってきてもらう。裁判当日か前の日くらい。6名と補充4名まで選ぶ事が出来る。

かなりの高い率で当日の選任手続きにやってくる。50なん名来た場合に10名近く選任されるわけだから40名近く選任されない。わざわざ仕事を休んできて選ばれなくてなんでやねんと、そういう不満もあるみたい」と言う。

最高裁が発表している「裁判員裁判の実施状況について」の「選任手続きの状況」に、昨年の選任手続きの出席率は、84%と高かったとある。かなりの高い率で当日の選任手続きにやってくる、市民が前向きであるというが、ここにはトリックがある。

「実施状況について」には「個別の事件ごとの裁判員候補者として95名の方が選ばれていますが、このうち50名の方は辞退が認められています。また、事前に辞退が認められた方などを除いた45名のうち、84%にあたる38名の方に裁判所で行われる選任手続き期日にお越しいただき、この中からくじで6人の裁判員が選ばれました」とある。

しかし、84%という高出席率は、幅広く辞退を認め、その人達を除いたあとの「前向きな人」を分母にすることによる(38/45)。呼びだし状全体から見ると(38/95で)40%にすぎない。

●おおむね順調？

最高裁が公表した実施状況で、「裁判員制度の対象となる罪名で起訴された被告の延べ人数」(今年3月末)は1662人、「判決を受けた被告の実人数」は444人だった。小田さんはそれを「三分の二」、1200人以上が裁判が始まらずにあるということになる。それだけ被告人の未決拘留期間が長くなっているということになる。質疑の中で参加者から、「難しい裁判が後回しになっている。それが出てきたときにスムーズに運営できていくのか」との質問に対して小田さんは、「裁判官と検察官を増やさなければダメだと思う。少な過ぎると思う」と言う。

裁判員候補者	2万1435人	辞退が認められた候補者の人数
	1万6600人	選任手続きに出席した候補者の人数
	1997人	検察官、弁護人によって外された候補者の人数
裁判員	2565人	選ばれた裁判員の実人数
	1029人	選ばれた補充裁判員の実人数
被告	1662人	裁判員制度の対象となる罪名で起訴された被告ののべ人数
	444人	判決を受けた被告の実人数
裁判	3.5回	1事件あたりの開廷回数
	7時間5分	1事件あたりの評議時間の平均
手続き	4.2カ月	公判前整理手続きにかかった期間の平均

最高裁が公表したデータから。評議時間のみ2月末まで、ほかはすべて3月末までの集計

2010.4.17

「それなら、たまたまきたらどうなります」の質問に「どうしようもないでしょ」と。さらに「どうしようもなく裁判員裁判たちいかなようになるのでは」に対して

「そんなこともないと思いますけども」と言うのみだった。5月20日までの起訴人数は1664名、判決言い渡し人数は530名。最高検はこれを「おおむね順調」と言った。裁判が始まらずにいる人数は殆ど変化がない。なぜ順調などと言えるのか。

●全国意識調査

裁判員制度について、今年1〜2月に国民の意識の変化を探った調査結果が最高裁から公表された。それによると、裁判員への参加意欲は実施前と変わらず高くなかった。

「参加したい」「してもよい」を合わせて18・5%、「義務なら参加せざるを得ない」が43・9%、「義務でも参加したくない」が36・3%もいた。やはり、積極的に参加しようとしていない、順調だとは言えない。

●重罰化していないか？

小田さんは「重罰化の傾向」と新聞報道ではされている。確かに性犯罪、これは重罰化されているとほくも思う。殺人、強盗致傷について重くなっていると新聞に書いているが果たしてそうかなという感じがする。強盗致傷では執行猶予判決が出ている。平成17年の刑法改正の時、ひったくりまがいものを執行猶予がつくようになり7年から6年に下げた。情状酌量で3年。3年なら執行猶予がつく。執行猶予を想定したのはひったくりまがい。ところがひったくりま

がいでではなくて、最初から怪我させてでも金を取るうとした場合でも執行猶予がついている。5月にあった事件はつもたせみたいなのをややって、来た男性をほこぼこにやって金を取った事件で執行猶予がついた。殺人でも執行猶予がつくのが散見される。性犯罪をのぞいて必ずしも重罰化しているとは言えない」「執行猶予が多くなつたといったが、保護観察が非常に多い。奥さん、親、兄弟とかがちゃんと監督しますということで執行猶予が多かったが、最近では保護観察が多くなつた」と話した。

4/17の読売新聞で「裁判員裁判量刑重め」の見出しで報じていた。事実はどうなのか。

●被害者参加制度

2008年12月から、裁判所が認めれば、被害者や遺族が法廷で、被告や証人への質問、事実関係や量刑などの意見を述べることが出来るようになった。光市母子殺人事件で見られたように被害者遺族の激罰、死刑を求める感情を世論が後押ししたと同じように、裁判員裁判のなかで被害者が発言することで裁判員が激罰を求めることになるのでは。仇討ち、報復の場となるのでは。

小田さんはそれについて「被害者参加の量刑への影響はよく経験してないから不明とレジユメに書いたが、確実に影響あると思う。担当する事件で8月に被害者が参加して話をする。影響されるのではないかとチョット不安」という。「確実に影響有ると思う」としながら「重罰化しているとは言えない」と何故言えるのか。

●公判前整理手続

裁判員裁判を言うとき、思うのが公判前整理手続のこと。しかし、その実際は知らない。この日のあつまりの質疑でも何人かから質問が出た。「公判前整理手続はさういふふうに行われるの」「公判前整理手続で弁護側から争点なり証拠なり出して明らかにしてないのは裁判員裁判では出せなくなると聞くがどうか」「公判前整理手続で争う。我々には見えにくい」など。

公判前整理手続の何が問題なのかについて憲法と人権の日弁連をめぐらす会・鈴木達夫弁護士が言われていたことが分かりやすいと思う。「密室で、公開の法廷における主張や、調べる証拠・証人、その所要時間等を全て決めてしまう。・・・刑事裁判は本質的に流動的なもの。それががんじがらめにされる。アリバイ証人を出すとすれば、警察は手段を尽くして事前に潰す。実況見分調書と被告人の供述が齟齬(そご)しても、公判前整理手続で採用を決めていなければ証人と呼ぶこともできない」

●証拠開示

小田さんは、裁判員裁判を良いものとして評価している。

「裁判員裁判に関してはいろんな批判がある。裁判員裁判なければここまで証拠開示進まなかったというのが現実だろうと思う」と。この「証拠開示」について質疑の中で問題となった。

会場「「出ない証拠が出るようになったと言いましたが具体的にどういうものですか」

小田さん「一番は捜査メモでしょうね。白自調書とか共犯者、そういう人たちの取り調べが暴行に近いものがあつたりとか言ってもダ

当小田さん資料より

検証・裁判員裁判

法曹三者のコメント

竹崎最高裁長官

裁判員制度は、国民の理解と協力を得るという点で順調な一歩を踏み出した…(が)、公判廷での証言を中心とした心理を確保し、また、被告に迅速な裁判を保障するため、公判前整理手続の機能を高め、速やかな審理を実現することが望まれます

藤田最高検公判部長

裁判員裁判は、概ね順調に推移してきたと考えております。…今後の課題ですが、1点目は、公判前整理手続の迅速化に努めることです

宇都宮日弁連会長

制度の運用は比較的順調に推移してきました。…被告人の防御権が保障されるよう、公判前整理手続において検察官から必要な証拠開示が行われるとともに、被告人の防御準備期間が十分確保されているか、適切な審理計画が実行されているかについて、関心を持って検証していく必要があります。

メだった。水掛け論。それに対して有力な証拠として捜査メモというものがあつたとか、これまで出すと出してこなかった。それが証拠能力争いしますと主張した上で捜査メモを開示せよということ言えば今の最高裁ももう捜査メモ警察官、検察官が捜査の過程で作成するようなメモに関しては開示、開示しなければ不利益になつてもしかたないぞという判例も出てきている。警察が破りましたとかもうないという対応に出てきているということもある。そういう点では証拠開示が進んだと言っても十分ではない。全面開示ではないし。捜査機関が隠しているようなものに関して、隠しているのかわからないということがある」

小田さんの話の最後の部分、「警察が破りましたとか、もうないという対応に出てきている」とも「そこが問題だろうな」と思う。

●迅速化

最高検調への「裁判員裁判の概況」によると、今年5月20日現在、裁判員制度導入後の「起訴件数」は1881件、判決言い渡し人員は530人。約3割に判決が出たと発表した。7割残っているということ。こうしたことに対して、一年経って竹崎最高裁長官は「裁判員制度は国民の理解と協力を得るという点で順調な一歩を踏み出した。…また、被告に迅速な裁判を保障するため、公判前整理手続の機能を高め、速やかな審理を実現することが望まれます」藤田最高検公判部長もまた「概ね順調」「今後の課題ですが、1点目は公判前整理手続の迅速化に努めること」と「公判前整理手続」の「迅速化」が問題にされてきている。

「一部の裁判所では、記録に残らない簡略な『進行協議』を増やし、正式な手続は一回だけという提案もでてきているという。審理が短縮されたあけく、事前手続まで簡略化されそう」(東京新聞 5/22)だという。

「迅速化」について質疑でも問題にされた。

「公判前整理手続が迅速化されると言われた。被告にとって不利になるのではないですか。弁護人が持っている被告人にとって有利となる証拠は限られたものでしょう。弁護人の力量と言われるけれどそれもあろうけれど、制度そのものに問題があるのでは」と、それに対して小田さんは、

「問題があるのは事実だけれど、従前の裁判に比べて後退だとは思わない」と言われた。

小田さんは裁判員制度に、いろいろ問題があることは認める。でも、どんな問題があっても「まず裁判員裁判ありき」であるよう

に思う。問題があるのなら、立ち止まって考える必要があると思うのだが。

「裁判員裁判は被告人の利益、権利、防御権ということから発想された制度では残念ながらありません」と小田さんは何度も言われた。「裁判員裁判は被告人ではなく裁判員の為に行っているところがある」とも言われた。被告人のためではなく裁判員のためにやる裁判とは何かと思う。

小田さんは「裁判員裁判に関してはいろんな批判がある。裁判員裁判がなければここまで証拠開示進まなかったというのが現実だろうと思う。刑事司法改革、被告人の利益のためにということを考えるときドンドンドンドン改革していかないとだとしても、証拠開示ということも含めてきちんとやっていくことで何らかのきっかけになる制度ではないかと思つ」とも言われた。

裁判員裁判は、今、目の前で被告とされている人のためにあるのではない、という。裁判員裁判は、証拠開示など刑事司法改革への何らかのきっかけになるのだ、という。まず、刑事司法改革を、と言っている。違うんじゃないかな。今、目の前に被告として座らされている人を何とかして防御することこそ一番に考えるべき事なのではないのかな。

●二つの疑問

小田さんが

・「性犯罪を除いて必ずしも重罰化しているとはいえない」といわれたが、重罰化していないのか。

・「裁判員裁判なければここまで証拠開示進まなかったというのが現実だろうと思う」といわれたが、証拠開示は進んでいるのか。

この二つのことが本当はどうかを確かめたいと思つた。「裁判員制度はいいじゃない！大運動」の高山俊吉弁護士に、小田さんの発言に対しての多くの疑問を伝え、コメントをもらった。

・「重罰化」について、

「全体に重罰化しているという評価は今や常識。そのことを示す分析はたくさんある。執行猶予がついた事件は裁判官裁判のもとでも執行猶予がついた事案であろう。裁判員裁判でなかったらつかないと言えるのか、そこをはっきりさせよ。なお、刑法は保護観察がついたら再度の執行猶予は認めないと規定している(刑法25条2項)から、その点でも明らかに重罰化である」と。

・「証拠開示」について

「実態は『たくさん隠して少し出している』だけで、証拠開示はほとんど進んでいない。そもそも証拠開示が進んでいるかどうかは、出された証拠の力で以前には獲得できなかった結果が獲得できたかどうかで判定しなければいけない。この弁護士は開示された証拠でこれまでだったら獲得できなかった結果を獲得できたのか。そのことを言わなければ意味がない。ちよつこりとして出てきた新証拠に万歳を叫んでいる間に裁判は3〜4日で終わってしまう。船室がいくらか住みやすくなったところで、その船が沈没してしまえばどうしようもないだろう」と。

小田さんが「裁判員裁判がなければここまで証拠開示進まなかったというのが現実だろうと思う」といわれるのは、小田さんがこれ

まで続けてこられた現実の裁判の中で「どうしようもなさ」を感じてこられたのかも知れない。刑事弁護に素人であるほくが言えることではないのかも知れない。でも、「裁判員裁判は被告人ではなく裁判員の為に行っているところがある」「裁判員裁判は被告人の利益、権利、防御権ということから発想された制度では残念ながらありません」と言ってしまうと本当にいいのかと思ってしまう。そういう裁判員制度を支持し維持していくことが正しいことなのかと思う。

高山弁護士が言われるように

「実態は『たくさん隠して少し出している』だけで、証拠開示はほとんど進んでいない。ちよつこりと出てきた新証拠に万歳を叫んでいる間に裁判は3〜4日で終わってしまう。船室がいくらか住みやすくなったところで、その船が沈没してしまえばどうしようもないだろう」と僕も思ってしまう。(坂口)

※7月28日死刑執行があった。執行命令を出した千葉法相は就任前アムネスティ議員連盟の事務局長であり死刑廃止議員連盟のメンバーであったことから執行はないと思っていた。なぜ死刑廃止だったものが執行命令を出したのか？理由はいろいろ考えられるがその一つに、裁判員裁判のことがある。今後死刑を判断するような事が出てくる。その時に、国の制度として死刑があるにもかかわらずそのトップである大臣が死刑執行の決断をしないということが許されるのかという官僚からの批判に抗しきれなくなった、というもの。

※参考資料

●裁判員制度は知らない！全国情報 (No.1からNo.10)

